

経営管理 マガジン

12

2022 December

P2 経営 TOPICS

目標達成のためには経営計画が必須 見直すタイミングを把握しよう

P3 データで見る経営

外出機会が回復したにも関わらず
消費者向け電子商取引は物販分野が拡大

P4 税務・会計 2分セミナー

赤字決算で納付する法人税がなくても
確定申告をしたほうがいい理由

P5 労務 ワンポイントコラム

雇用形態の違いによる待遇差はNG
過去の判例から合理・不合理を判断する

P6 社長が知っておきたい 法務講座

国際取引で発生しがちなトラブルと
スムーズに解決するために必要な知識

P7 増客・増収のヒント

決済方法を充実させてユーザーの利便性を向上
ECサイトに『ID決済』を導入するメリットとは

P8 経営なんでも Q&A

証券会社に法人用の口座を開設！
法人が投資を行う3つのメリットと注意点



税理士法人

GrowUp

税理士法人GrowUp

滋賀相続相談所

【草津事務所】
〒525-0037
草津市西大路町6-2
TEL:077-532-8368
FAX:077-532-8398

【彦根事務所】
〒522-0074
彦根市大東町13-1 上野第2ビル2階 南角
TEL:0749-47-6368
FAX:0749-47-6369



目標達成のためには経営計画が必須 見直すタイミングを把握しよう

会社の目標を達成するためには、経営計画が欠かせません。一般的に、経営計画は起業の際に立てると、その後の活動がしやすくなるといわれていますが、決定した計画内容を都度アップデートしていくことが大切です。今回は、経営計画を見直すタイミングやその重要性などについて説明します。

会社の外部環境に変化が起きたら 中期経営計画を変更する

経営計画とは、会社における目標を達成するための行動計画のことです。通常は、経営計画書に落とし込み、従業員と共有したうえで運用していきます。

経営計画は、会社にとって事業の指針であり、将来のシミュレーションでもあります。そのため、自社の課題や解決方法、人材やコスト、戦略や数値目標などを交えながら、策定する必要があります。取り組むべきことが明確になると従業員が一つにまとまり、目標に向かって具体的な行動がとりやすくなります。

一方で、起業した当初に策定してから経営計画がアップデートされず、形骸化している会社も少なくありません。経営計画は5～10年の長期スパンで会社の未来を考える長期経営計画と、3～5年スパンの中期経営計画、半年～1年スパンの短期経営計画があります。特に中期経営計画に関しては、定期的な見直しを行う必要があります。

市場にもよりますが、法改正や業界の浮き沈みなど、外部環境の変化によって自社の置かれている状況が変われば、現状の経営計画では通用しなくなるからです。目標達成が困難だと予測できた時点で、計画の進行が途中であっても戦略や予算の計画を組み直す必要があります。現在の経営計画を運用していても、机上の空論となってしまえば意味を失ってしまいます。

また、従業員の直接の指針となる短期経営計画は、中期経営計画に基づいて策定されるため、中期経営計画が実現不可能なものだと短期経営計画にも狂いが生じます。

近年では新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ危機など、予想もしなかった外部環境の変化によって、大幅な経営計画の修正を強いられるケースも増えています。コロナ禍では、中期経営計画の変更を強いられた企業が前年比で7割も増加しました。

社内のさまざまな変化によって 目標達成が困難になってしまったら

外部環境の変化は、競合他社の成長や新興企業の市場への参入、消費者ニーズの変質も考えられます。常にどのような変化が起きているのか把握しておくことが重要です。また、外部環境の変化のほか、社内の変化に応じて中期経営計画を変更しなければならないことがあります。たとえば、経営陣に異動があった場合など、考え方や理念にずれ違いが起きている可能性があるため、改めて中期経営計画を確認する必要があるでしょう。さらに、想定外の支出で設定した目標が達成できないこともあります。老朽化によって事業所の修繕が必要になったり、新たな設備投資が必要になったりと、思わぬ支出は会社経営にはつきものです。売上高や利益を示す損益計画や、お金の出入りを示す収支計画は、経営計画のコアになる部分でもあるので、資金繰りに変化が生じた場合には、すぐに中期経営計画に反映させることが大切です。

ほかにも、経営状況や業績の悪化、事業内容の変更、新規事業の立ち上げなどのタイミングでも中期経営計画の見直しは必要です。見直しの方法については、既存の計画の一部を修正する方法もありますが、外部環境および内部環境が大きく変化した場合は、一から策定し直すこととなります。

上場企業における中期経営計画は、株主などの外部に公開するものでもあるため、専門家なども交えながら慎重に策定されますが、業績や経済の情勢などからしばしば見直されています。中期経営計画は、金融機関からの融資を受けたり、対外的な信用を担保したりするためのものでもあります。見直しを行わないと、信用を失うことにもつながりかねません。計画に狂いなく、順調に進んでいるのかを常に気にして、必要があれば計画を組み直していきましょう。

外出機会が回復したにも関わらず 消費者向け電子商取引は物販分野が拡大

インターネットなどを通じて商品を販売したり、サービスを提供したりすることを『電子商取引』や『Eコマース(EC)』などと呼びます。電子商取引市場の規模は世界的にも増加傾向にあり、日本も例外ではありません。今回は、電子商取引市場のなかでも特に成長を遂げている分野に注目します。

旅行や飲食などのサービス分野は コロナ禍の影響がまだ根強い

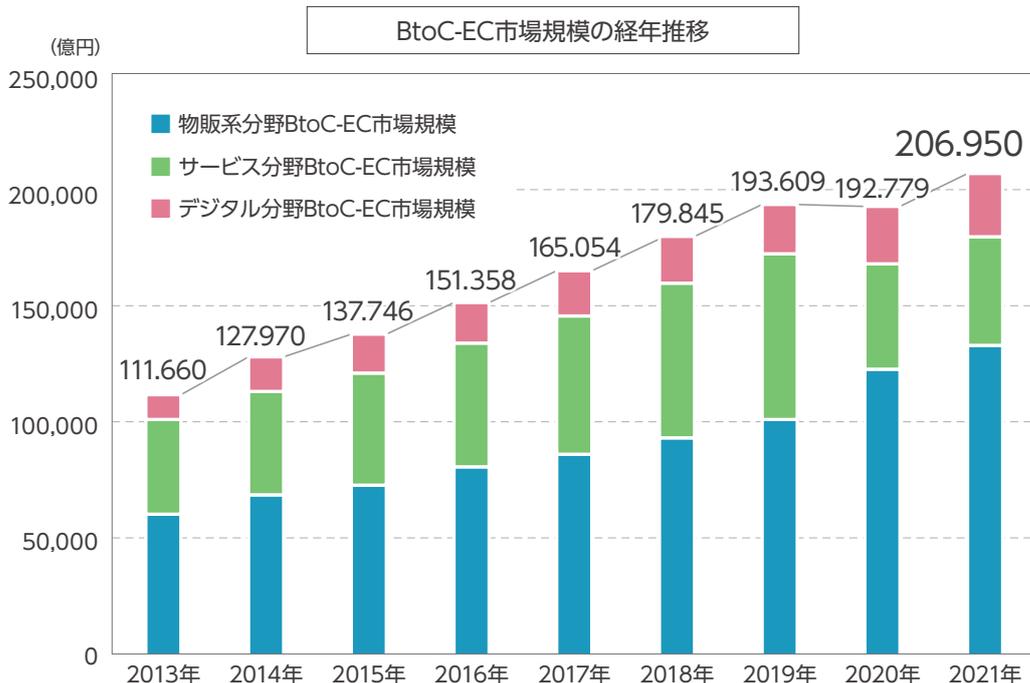
2022年8月、経済産業省は『令和3年度デジタル取引環境整備事業』として、日本のEC市場の実態について調査結果を公表しました。この調査によれば、日本における消費者に向けた電子商取引市場は20.7兆円と、前年の19.3兆円を上回り、7.35%増となりました。

とりわけデジタル分野の電子商取引市場は全体で2兆7,661億円と、前年より12.38%の伸び率を示しています。なかでも『オンラインゲーム』『有料動画配信』『電子出版』の市場が特に拡大しており、経産省では、背景に新型コロナウイルス感染症拡大を受けた巣ごもり消費があると見ています。一方で、旅行や飲食などサービス分野の電子商取引市場は前年比で1.29%の伸び率を示したものの、コロナ禍以前の水準には回復していません。

物販系分野の市場が拡大したのは ECが消費者の生活に定着した証

一方、2020年からコロナ対策の一環として外出自粛に伴うECの利用が推奨されてきましたが、2021年も物販系分野の電子商取引市場が大幅に拡大しています。具体的には、前年の12兆2,333億円から8.61%の伸び率を示し、13兆2,865億円の規模まで広がりました。この背景には、2020年からの『巣ごもり消費』が影響していると考えられます。その後、消費者の外出機会がある程度回復したにも関わらず、ECの利用は増え続けています。これを受けて経産省は、『ECの利用が消費者の間で徐々に定着しつつある』と分析し、『物販系分野の電子商取引市場規模の成長率は高いと評価できる』と結論づけています。

物販系分野の電子商取引市場は今後も拡大が予想されますので、注視していきましょう。



出典：経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220812005/20220812005.html>

税務・会計 2分セミナー

赤字決算で納付する法人税がなくても 確定申告をしたほうがいい理由

小規模な法人の場合、赤字になると無申告のままになっているケースがあります。しかし、基本的には赤字・黒字に関わらず、申告は必要だと考えたほうがよいでしょう。特に『青色決算法人』の場合、赤字決算でも確定申告をするメリットがあります。

赤字の場合は無税になる税金と赤字でも払うべき税金がある

最初に、法人が納めるべき税金は国税と地方税の2種類があります。以下で確認しましょう。

【国税】

- 法人税：所得に課せられ、赤字の場合は課税なし。
- 地方法人税：所得に課せられ、赤字の場合は課税なし。名称に『地方』とあるが国税。
- 消費税（課税事業者のみ）：商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税され、消費者が負担し事業者が納付。

【地方税】

- 法人住民税：『都道府県民税』『市町村住民税』の総称。東京23区のみ『都民税』として一本化。

『法人税割+均等割』からなり、赤字では均等割のみ。

- 法人事業税：所得に課せられ、赤字の場合は課税なし。ただし、資本金が1億円を超える法人、電気・ガス供給業などは赤字であっても納税する必要があります。
- 地方消費税（課税事業者のみ）：消費税と一緒に税務署へ納付。



青色申告法人ならば受けられる赤字の確定申告をするメリット

規模の大小に関わらず、法人の多くが『青色決算法人』の承認申請のもと申告をしています。その理由に、赤字決算の際に受けられる『欠損金の繰越控除』と『欠損金の繰戻し還付』があります。

欠損金の繰越控除とは、青色決算法人が赤字の確定申告書をした場合、翌年度以降10年間に渡って、赤字の金額がゼロになるまで黒字の金額から控除できる制度です（2018年4月1日前に開始した事業年度の欠損金額の繰越期間は9年）。たとえば、2023年3月期決算が200万円の赤字であり、2024年3月期の決算が150万円の黒字だった場合、欠損金の繰越控除で150万円の利益は200万円の赤字と相殺され、2024年3月期の法人税はゼロ、2025年3月期には50万円の欠損金が繰越されます。

欠損金の繰戻し還付とは、青色決算法人が前期は黒字だったものの通期では赤字となった場合、前期に納税していた法人税の還付を受けられる制度です。計算式は次の通りです。

前期法人税額×(当期欠損金額／前期所得金額)

この計算式により還付しきれなかった欠損金は、翌期以降、欠損金の繰越控除の適用を受けます。たとえば、前期の黒字が200万円、通期では500万円の赤字だった場合、200万円は当期の繰戻し還付の対象となります。残りの欠損金300万円は繰越控除され、10年に渡って所得から控除されます。ただし、欠損金の繰戻し還付の対象は国税のみで地方税は還付されません。そのため、法人事業税・住民税の計算においては、欠損金を翌期以降に繰り越すための手続きが必要です。

このように青色申告法人にとって、赤字の確定申告は税制上のメリットがあります。手間はかかりますが、申告を検討してみたいかがでしょうか。



雇用形態の違いによる待遇差はNG 過去の判例から合理・不合理を判断する

2020年4月に施行された『パートタイム・有期雇用労働法』は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消を目的としています。今回は、過去のケースを基に待遇差における合理・不合理の基準を考えます。

不合理な待遇差かどうかは 職務の内容などで判断される

日本ではパートタイムで働く労働者が雇用者全体の約3割、契約社員などの有期雇用労働者は全体の2.5割ほどを占めています。こうした非正規雇用労働者と正規雇用労働者の待遇差を解消するため改正が行われたパートタイム・有期雇用労働法が、2021年4月1日から中小企業にも適用されるようになりました。

同法により、事業者には労働者を雇入れる際に労働条件を文書などで明示することが義務づけられました。また、事業者は基本給や賞与、手当や福利厚生などすべての待遇について、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の間で適切ではない待遇差を設けてはいけないことになっています。これを『不合理な待遇差の禁止』といいます。

不合理かどうかは、それぞれの雇用形態における性質や目的に照らし合わせたうえで、職務の内容などを考慮し、判断されます。

現在は旧労働契約法に基づいて、パートタイム・有期雇用労働法を踏まえつつ、不合理を判断する裁判が行われており、待遇差の判断の目安・考え方を知ることができます。

たとえば、運送会社で働く契約社員のドライバーが正社員と金額に差があることを訴えた裁判では、それぞれの手当の金額について、合理・不合理が判断されました。裁判では、無事故手当・作業手当・給食手当・皆勤手当・通勤手当については、契約社員のドライバーと正社員の職務内容や勤務形態が同じであり、待遇差を設ける必要性がないと判断されました。

一方で、住宅手当に対する金額の差については唯一、不合理ではないと判断されました。正社員には転居を伴う転勤があり、契約社員よりも住宅に要する費用が多くなる可能性があるというのがその理由でした。

判断の基準になるのは職務内容と 職務内容および配置の変更の範囲

原則として、同一の職務内容である場合は、待遇差を設けてはなりません。もし、役職の内容に応じて正社員に役職手当を支給している場合は、同様の役職に就き、同じ職務内容の有期雇用労働者にも、同じ役職手当を支給する必要があります。

一方で、職務内容や『職務内容および配置の変更の範囲』に相違がある場合は、待遇差があっても不合理ではないと判断されます。職務内容および配置の変更の範囲とは、転勤や昇進といった人事異動や仕事上の役割の変化の範囲のことを指します。転勤のある正社員と勤務先が固定されているパートでは、職務内容および配置の変更の範囲に相違があるというわけです。

過去には、大学で事務を担当するアルバイト職員が、正職員との間に賞与と私傷病による欠勤中の賃金の待遇差を設けるのは労働契約法に違反すると訴えを起こしました。しかし、賞与は職務遂行能力や責任の程度に応じて支給されるものであり、職務の内容および変更の範囲に一定の相違があるアルバイト職員に待遇差を設けるのは、不合理とはいえないと判断されました。また、私傷病による欠勤中の賃金は、長期的な勤続が期待できる正職員の生活保障を図り、雇用を維持する目的があります。裁判所は、同じように職務の内容および変更の範囲に一定の相違があるうえに、長期雇用を前提とした勤務を予定しているとは言い難いアルバイト職員に対し、私傷病欠勤中の賃金を補償しなくても、不合理ではないと判断しました。

以上のように、不合理な待遇差についてはさまざまな判決が出ています。

職務内容によって待遇差が出るのは仕方がないものの、さまざまな立場の職員が気持ちよく働けるよう、環境を整備していきたいものです。



社長が知っておきたい 法務講座

国際取引で発生しがちなトラブルと スムーズに解決するために必要な知識

国際取引とは、海外企業との商取引のことを指します。海外の企業は、商習慣や法制度が違うため、日本企業と同じ感覚で取引していると、思わぬ落とし穴にはまる可能性があります。国際取引にはどのようなリスクがともなうのでしょうか。発生しがちなトラブルと解決方法を紹介します。

トラブルを防ぐための契約書が 逆にトラブルの火種になることも

国際取引と一口にいっても、物を売買するいわゆる貿易取引や、情報の提供や開発の請負などを行うサービス貿易、特許権やノウハウを提供する技術貿易など多岐に渡ります。

財務省が発表した2022年上半期の国際収支状況(速報)では、輸入額が輸出額を上回ったことから貿易収支は5兆6,688億円の赤字でした。ただし、前年比では輸出が約18%の増加、輸入が約40%の増加と貿易取引自体は増えていることがわかります。

近年、社会のグローバル化にともない、ベンチャー企業や中小企業の国際取引が活発化しました。しかし、商習慣の違いから、相手国の企業とトラブルが起きることも多く、リスクをよく理解したうえで、取引を行う必要があります。

国際取引におけるトラブルで多いのは、契約書に関するものです。国際取引においては主に英文契約書を取り交わすこととなりますが、相手側から提示された契約書は相手に都合のよい内容になっていることも多く、必ずリーガルチェックを行う必要があります。日本企業との契約であれば国内法を理解していれば問題ありませんが、国際取引におけるリーガルチェックでは英文契約の条項や用語、相手国の法制度や税務などの理解が必要で、もちろん、英語力も必要です。

日本企業同士の場合、慣習が優先され、お互いの信頼のもと契約書を交わさない商取引も可能です。しかし、国際取引では契約書が何よりも重要視されます。代金未払いや納期に関する認識の相違、運送中の事故など、契約書の締結は、さまざまなトラブルを防ぐためのリスクヘッジとなります。徹底したリーガルチェックを行わないと、その契約書自体がトラブルの火種になってしまうこともあるため注意しましょう。

契約時の準拠法と裁判管轄に注意 紛争解決には国際仲裁という手段

では、国際取引において、相手企業とトラブルになってしまったら、どう解決すればよいのでしょうか。たとえば、代金の未払いが発生した場合、相手企業に支払いの請求をすることになります。国内取引と比較しても国際取引における未払い金の回収は時間と手間がかかり、見通しを立てることも容易ではありません。法的手段に出るとしても、裁判費用などが発生するため、コスト面から請求を諦めるケースもあります。

もし裁判を起こすとしても、どの国の裁判所に訴えるのか判断しなければならぬという問題があります。そのため国際取引で契約を締結する際に、取引を行ううえで適用される法律(準拠法)や、どちらの国で裁判を行うか(裁判管轄)を合意によって決めておく必要があります。国際取引を行うのであれば、最初に、準拠法や裁判管轄を定めておくのが一般的ですが、準拠法や裁判管轄が相手側にある場合は、相手企業の所在地の裁判所に出向いて訴訟しなければならず、相手国の法律で裁判を進めることになってしまいます。準拠法と裁判管轄について契約の際によく確認し、合意をとっておきましょう。

また、近年は、裁判ではなく、当事者が選任した第三者の判断に委ねる国際仲裁という紛争解決手段が選ばれることも増えてきています。裁判と比べると手間がかからず、迅速に解決でき、非公開で進めることができますが、仲裁管理費用や仲裁人報酬などの費用は発生してしまいます。

大切なのは、トラブルが起きないように代金は一部を前払いにしてもらうなど、あらかじめ必要な対策を講じておくことです。それでもトラブルに巻き込まれてしまったら、まずは国際取引に詳しい弁護士に相談することをおすすめします。

💡 増客・増収のヒント

決済方法を充実させてユーザーの利便性を向上 ECサイトに『ID決済』を導入するメリットとは

ECサイトの運用では、決済方法を充実させることが重要です。なかでも、Amazonや楽天などの会員情報と連携する『ID決済』は、近年多くのECサイトが導入している決済方法です。今回は、ECサイトにID決済を取り入れるメリットと導入方法について紹介します。

ECサイトへの導入が進むID決済 ユーザー、運営側、双方にメリット

ECサイトの利便性を高めるには、ユーザーが個々の事情に合わせて決済方法を選べるように、複数の選択肢を用意しておくのが理想です。なかでも近年、導入例が増えているのがID決済です。

ID決済とは、Amazonや楽天などの外部サービスに登録された会員情報と連携することで、個人情報やクレジットカード情報の入力を省略できる決済の仕組みです。代表的なID決済として、『Amazon Pay』や『楽天ペイ』、『PayPay』、『LINE Pay』などがあげられます。

ID決済はユーザー、サイト運営者、双方にメリットがあります。まず、ユーザーにとっては、購入時の手間を減らすことにつながります。ID決済では、登録済のほかの決済サービスの情報を用いるため、住所や電話番号、メールアドレス、クレジットカードなどの情報を新たに入力する必要がありません。さらに、セキュリティについて不安を感じているユーザーに対しては、その不安を軽減する効果も期待できます。このようなユーザーにとって、セキュリティで守られた大手ECサイトで登録した情報を使い、新たに個人情報を入力する必要がないことは、安心感の向上につながるでしょう。

面倒な入力作業を減らせると、買い物カゴに商品を入れたものの、購入までには至らず、そのままサイトから離れてしまう、いわゆる『カゴ落ち』を防ぐことができます。これは、サイト来訪者のうち、購入や資料請求などの実際のアクションにつながった人数の割合を示す、コンバージョン率の改善が期待できるでしょう。

近年では、実店舗に導入されているID決済の種類も増加傾向にあります。ECサイトならばなおのこと、ID決済へのニーズは高まると考えられます。

主要なサービスを網羅できる 決済代行を利用するのがおすすめ

運営企業の大小に関わらず、複数のID決済を導入しているECサイトが増加してきた背景には、ID決済導入を助けるサービスが充実してきたことがあげられます。ECサイトでID決済を導入するには、主に、『ID決済を提供する事業者と個別契約』と『決済代行サービスを利用した一括導入』の2つがあります。個別契約の場合は、決済事業者ごとに加盟申請する必要があります。さらにID決済の種類によって決済日や入金日が異なるため、ECサイト運営者にとっては運用面での負担が大きくなります。

複数のID決済を導入しているECサイトは、決済代行サービスを利用しているのが一般的です。決済代行会社ではさまざまなID決済の一括導入・運用をサポートしているため、代行会社一社との契約だけで複数のID決済を利用できます。運用面においても、決済にかかわるデータの一括管理や入金サイクルの一本化により、業務効率の向上が見込めます。

ECサイトの決済方法を充実させることはユーザーの利便性を高め、コンバージョン率やユーザーの満足度向上にもつながります。Amazon Payや楽天ペイといった代表的なID決済サービスの導入から、検討してはいかがでしょうか。



経営なんでも Q&A

証券会社に法人用の口座を開設！ 法人が投資を行う3つのメリットと注意点



資産形成の一環として投資をはじめることになりました。証券会社にも法人用の口座を開設できると聞き、個人口座と法人口座のどちらで投資をはじめるか悩んでいます。法人口座で投資を行うことにはどのようなメリットがあるのでしょうか？また、注意すべき事項についてもあわせて教えてください。



銀行や信用金庫と同様に、証券会社にも法人名義の口座を開設できます。法人口座で投資を行うメリットは、投資の損失を計上することによる利益の圧縮、青色欠損金の繰り越しなどです。一方で、投資で得た利益にかかる税率は個人よりも高いです。法人はNISA口座や特定口座を開設できないため注意が必要です。

投資による資産形成で将来の備え 法人口座ならではのメリットとは

将来への備えとして、投資による資産形成を始める経営者が増えています。『投資信託』や『株式投資』と聞くと個人口座での取引をイメージする方が多いかもしれませんが、法人であれば法人名義の口座を開設し、法人口座で運用することも可能です。

法人口座で投資を行うメリットは以下の2点です。

1. 投資による赤字を事業による所得から差し引くことができる
2. 青色欠損金を10年間繰り越せる

1つ目は、投資による損失を計上することで、課税対象となる所得が圧縮されるため、法人税を減らす効果があります。一方、個人口座では損益通算ができず、投資で赤字が発生してもほかの黒字所得と相殺することはできません。

2つ目は、法人口座の投資での損失が、事業による所得を上回り法人決算が赤字になった場合、青色申告書を提出する法人であれば欠損金を最長10年間繰り越せることです。個人口座でも最長3年間は繰り越し可能ですが、より繰越期間が長い法人口座が有利といえるでしょう。

個人よりも高い税率に注意 特定口座が使えないデメリットも

個人と法人の大きな違いとしては、投資で得た利益にかかる『税率』があげられます。個人に課される税率は20.315%で、利益の金額に関係なく一律です。一方、法人に課される税率は33.5%（※資本金1億円以下、所得800万円超の場合）であり、個人と法人の国税の税率にはおよそ13%もの差が生じます。

また、個人は国の少額投資非課税制度『NISA』を活用でき、毎年120万円の非課税投資枠において、最長5年間は投資の利益が非課税となります（一般NISAの場合）。NISAは個人投資家の資産形成を目的とした制度のため、法人はNISA口座を開設することはできません。少額投資であれば、個人でNISAを活用するほうが税制面の優遇を受けられるでしょう。

さらに、法人は特定口座を開設できないデメリットもあります。特定口座では証券会社が投資の損益を計算し、源泉徴収ありの場合は原則として確定申告は不要、源泉徴収なしの場合も証券会社が作成する『年間取引報告書』を使うことで簡単に申告できます。一方、特定口座が使えない法人は自分で損益を計算しなければならず、売買の頻度が増えるほど計算の手間がかかってくるでしょう。

法人口座で投資する場合は、メリットとデメリットを比較しながら、最適な方法を検討しましょう。